

Title	処理規約の規定要因(4) : 利益観・企業の経済活動の態様・計算方式を巡って
Sub Title	Two patterns of revenue and expense view and asset and liability (4)
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shōji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2016
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.59, No.3 (2016. 8) ,p.15- 32
JaLC DOI	
Abstract	<p>今日, 意思決定有用性に準拠した会計学説においては, その評価規約は, 利益観(平準化利益観・ポラティリティ反映利益観)および計算方式(フロー起点方式・ストック起点方式)によって規定されていると考えられているのではないだろうか。したがって, それを定式化すれば, [(利益観(平準化利益観・ポラティリティ反映利益観)⇒計算方式(フロー起点方式・ストック起点方式))⇒処理規約(評価規約)] とでも表現できよう。そこで, これを基礎にして, 意思決定有用性に準拠した会計学説の理論的問題点を摘出することが, 本稿の課題である。</p> <p>前3号においては, 平準化利益観・ポラティリティ反映利益観という利益観の二項対立を取り上げて検討したが, 結論的には, 理論的に成立しないことを筆者なりに明らかにした。</p> <p>そのことを前提にして, 本稿では, 次の2点を俎上に載せることとしたい。まず第1は, 利益観に代わる基礎概念を措定しなければならないが, 結論的には, 価値生産活動と資本貸与活動という企業の損益獲得活動を識別し, それに依拠した資産分類を形成することであるが, これをIVにおいて検討する。</p> <p>そして第2に, フロー起点方式・ストック起点方式という計算方式の二項対立にも問題なしとしないので, その問題点をIIIで検討したうえで, 物量的フロー起点方式・ストック差額方式という分類を提唱する。</p> <p>以上のような是正を加えれば, 評価規約の規定原理は, [(企業の損益産出活動に基づく資産カテゴリー(充用分資産・派遣分資産)⇒改定計算方式(物量的フロー起点方式・ストック差額方式))⇒処理規約(評価規約)] と定式化できよう。このシエーマによって, 現行会計実践の評価規約(処理規約)は, 合理的に説明できると筆者は考えている。</p>
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20160800-0015

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

処理規約の規定要因（4）

—— 利益観・企業の経済活動の態様・計算方式を巡って ——

笠井昭次

<要 約>

今日、意思決定有用性に準拠した会計学説においては、その評価規約は、利益観（平準化利益観・ボラティリティ反映利益観）および計算方式（フロー起点方式・ストック起点方式）によって規定されていると考えられているのではないだろうか。したがって、それを定式化すれば、[(利益観（平準化利益観・ボラティリティ反映利益観）⇒計算方式（フロー起点方式・ストック起点方式）)→処理規約（評価規約）]とでも表現できよう。そこで、これを基礎にして、意思決定有用性に準拠した会計学説の理論的問題点を抽出することが、本稿の課題である。

前3号においては、平準化利益観・ボラティリティ反映利益観という利益観の二項対立を取り上げて検討したが、結論的には、理論的に成立しないことを筆者なりに明らかにした。

そのことを前提にして、本稿では、次の2点を俎上に載せることとしたい。まず第1は、利益観に代わる基礎概念を措定しなければならないが、結論的には、価値生産活動と資本貸与活動という企業の損益獲得活動を識別し、それに依拠した資産分類を形成することであるが、これをIVにおいて検討する。

そして第2に、フロー起点方式・ストック起点方式という計算方式の二項対立にも問題なしとしないので、その問題点をⅢで検討したうえで、物量的フロー起点方式・ストック差額方式という分類を提唱する。

以上のような是正を加えれば、評価規約の規定原理は、[(企業の損益産出活動に基づく資産カテゴリー（充用分資産・派遣分資産）⇒改定計算方式（物量的フロー起点方式・ストック差額方式）)→処理規約（評価規約）]と定式化できよう。このシェーマによって、現行会計実践の評価規約（処理規約）は、合理的に説明できると筆者は考えている。

<キーワード>

平準化利益観、ボラティリティ反映利益観、フロー起点方式、ストック起点方式、取得原価、償却原価、売却時価、信頼性、目的適合性、意思決定有用性、機械・製品、割引債、投機目的有価証券、物量的フローの存否、物量的フロー起点方式、ストック差額方式、価値生産活動、資本貸与活動

Ⅲ 計算方式の問題点とその是正

意思決定有用性に準拠した場合、一般に、[(利益観(平準化利益観・ボラティリティ反映利益観)⇒計算方式(フロー起点方式・ストック起点方式))→(商品等の)取得原価・(投機目的有価証券の)売却時価]といったシェーマによって、その処理規約(評価規約)が規定されていると考えられているのではないだろうか。しかも、その場合、このシェーマに準拠するかぎり当然のことながら、平準化利益観・ボラティリティ反映利益観という概念は、(イ)それ自体有意味な二項対立とみなされているし、かつ(ロ)信頼性・目的適合性のトレードオフ関係を媒介として、(商品等の)取得原価および(投機目的有価証券の)売却時価を合理的に導出しているとみなされているようである。

しかしながら、前3稿(拙稿「処理規約の規定要因(1)」『三田商学研究』第58巻第6号、拙稿「処理規約の規定要因(2)」『三田商学研究』第59巻第1号、および拙稿「処理規約の規定要因(3)」『三田商学研究』第59巻第2号)での検討結果によれば、[(利益観(平準化利益観・ボラティリティ反映利益観)⇒計算方式(フロー起点方式・ストック起点方式))→処理規約(評価規約)]というシェーマにおける利益観は、理論的に成立しない、というものであった。すなわち、まず第1に、今かりに(イ)および(ロ)のような仮定に準拠したとしても(上述の(イ)・(ロ)というふたつの仮定が理論的に妥当であるとしても)、Ⅱ(1)・(2)でみたように、平準化利益観に基づく評価(取得原価)とボラティリティ反映利益観に基づく評価(売却時価)とが、混在してしまう。つまり、平準化利益観に基づいて算出された(製品等の)売却損益額と、平準化利益観とは異質なボラティリティ反映利益観に基づいて算出された(投機目的有価証券の)保有損益額とを加算した数値に、統一的意味が喪失してしまう、という問題が生じてしまう。

第2に、Ⅱ(3)でみたように、平準化利益観・ボラティリティ反映利益観という二項対立には、排他性がなく、分類として理論的に破綻している、という内在的欠陥が内包されているのである。つまり、(イ)という仮定は、成立し得ないと言わざるを得ないであろう。

しかも、第3に、Ⅱ(4)で明らかにしたように、平準化利益観・ボラティリティ反映利益観が、信頼性・目的適合性のトレードオフ関係を媒介として評価規約を規定するという論理そのものが、成立しないのである。つまり、(ロ)という仮定も、理論的に成立しないと言わざるを得ないのである。

要するに、[(利益観⇒計算方式)→処理規約(評価規約)]というシェーマにおける平準化利益観とボラティリティ反映利益観という利益観の二項対立は、理論的に破綻しているということである。つまり、利益観という概念は、このシェーマには位置を占め得ない、ということになる。

そうであれば、このシェーマを前提にするかぎり、利益観という基礎概念は、放棄されなければならない。²²⁾つまり、このシェーマから、利益観という概念が排除され、別の基礎概念が指定さ

22) ただし、Ⅱでの論証から、[(利益観(平準化利益観・ボラティリティ反映利益観)⇒計算方式)→処理規約]において、利益観そのものが排除されなければならないと結論するのは、いささか性急であるかも。

れなければならないと筆者は考えている。その基礎概念を α としておくと、今日一般に認められていると思われる、意思決定有用性に依拠した〔(利益観（平準化利益観・ボラティリティ反映利益観） \Rightarrow 計算方式（フロー起点方式・ストック起点方式） \rightarrow 処理規約（評価規約）〕という処理規約（評価規約）の規定要因に関するシェーマは、〔($\alpha \Rightarrow$ 計算方式（フロー起点方式・ストック起点方式） \rightarrow 処理規約（評価規約）〕と改変されなければならない。

したがって、この α が何であるのか、ということが解明されなければならないが、それは、IVに譲るとして、ここでは、その前に、まず、フロー起点方式・ストック起点方式という計算方式の実相も、明らかにしておかなければならない。すなわち、計算方式としては、フロー起点方式とストック起点方式という二項対立は、一般に妥当とみなされているようであるが、理論的にみて、本当に成立するのであろうか。実は、その点も、これまでに、会計理論によっては、何ら論証されていないと筆者は考えている。そこで、ここでは、筆者なりに、この点を検討することにしよう。まず（１）では、フロー起点方式とストック起点方式という分別のいわば根拠とおぼしきものについて筆者なりに考えておこう。そして、（２）において、この二項対立に関する筆者の疑問を提起したうえで、筆者が妥当と考える計算方式の分別を提示することにしよう。

（１） フロー起点方式・ストック起点方式に関する一般的理解

今日、フロー起点方式・ストック起点方式という計算方式の二項対立は、広く一般に認知されているが、そこには、何か明確な学理的根拠があったのであろうか。筆者には、どうも、そのようには思えないのである。そこで、推測ではあるが、その点についての筆者の考えを若干述べることにしよう。

今日、フローとストックという用語は、日常用語としても広く一般に用いられている。しかも、その場合、漠然としてではあるが、フローはストックの変動に行き着き、ストックの変動はフローの変動を随伴しているとみなされているのではないだろうか。フローとストックとの関係とすると、会計においては、一般に、プールの事例が引合いにだされるが、そこにおけるフローとストックとは、上述したような関係にあるのではないだろうか。

このように、今日広く普及しているフローとストックという日常用語は、一般に、一対の対立概念と理解されているようである。こうした現状を前提とするかぎり、計算方式としては、フローとストックとのどちらかを起点にせざるを得ない。したがって、フローを起点とするかス

しれない。IIの検討から言えることは、平準化利益観・ボラティリティ反映利益観という利益観の二項対立が、上のシェーマには位置を占め得ない、ということだけであり、このシェーマに利益観そのものを組込めない、ということではないからである。

したがって、この点は、さらに検討が必要であるが、ここでは、とりあえず、次の2点を指摘しておく。まず第1は、現在のところ、大雑把に言えば、利益観としては、平準化利益観・ボラティリティ反映利益観という二項対立しか主張されていないことである。そして第2は、利益観が処理規約を規定するとなると、まずもって、どちらの利益観をとるのか、という選択を迫られるが、それは、ひとつの価値判断に他ならない。そうした価値判断の是非を、科学の名によって決定できるのであろうか。こうした価値判断の介入という点で、利益観を規定原理とすることに、根本的に、筆者は否定的なのである。しかし、この点は、ここでは、これいじょう取り上げない。

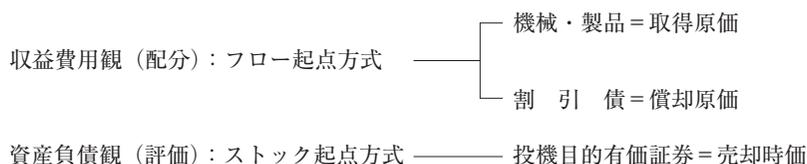
トックを起点とするかは、対立概念とみてよいであろう。そして、直前に述べた（プールの事例に見られるような）フローとストックとの関係を前提に据えるかぎり、フローを起点とすれば、他方のストックは派生的従属的に決定されざるを得ないし、ストックを起点とすれば、他方のフローが派生的従属的に導出されざるを得ないであろう。

かくして、フローとストックとが一般に対立概念と理解されている現状を踏まえれば、フローとストックとの関係について、フロー起点方式 [F→S] とストック起点方式 [S→F] というふたつの計算方式（F：フロー，S：ストック）が、識別できることになろう。

このようにして、確たる学理的根拠に基づいてではなく、フロー・ストックという一对の用語の普及に伴う、いわば常識という基盤に基づいて、フロー起点方式・ストック起点方式という二項対立が、形成されたのではないだろうか。

以上のように、フロー起点方式とストック起点方式という計算方式の二項対立は、けっして確かな理論的根拠に基づいての識別ではないと筆者は考えている。そのことを、ここでは、その両方式に帰属させられた具体的な勘定科目によって検討しよう。いま、機械・製品等の取得原価、割引債の償却原価、および投機目的有価証券（いわゆる売買目的有価証券のことであるが、以下では、投機目的有価証券と言う）の売却時価の三者を取り上げれば、計算方式上の関係は、今日の一般的理解によれば、次のようになろう。

図表16



ここで問題になるのは、フロー起点方式と割引債の償却原価との関係である。すなわち、上の図表において、機械・製品等の取得原価がフロー起点方式に帰属すること、および投機目的有価証券の売却時価がストック起点方式に帰属することには、それなりに理屈がつくかもしれないが、問題は、割引債の償却原価とフロー起点方式との関係である。すなわち、機械・製品等の取得原価の場合には、たしかに、資産価値の現実の流出（減価償却の発生あるいは売却製品の引渡し）があり、そのフローが起点となって、それを差引いた残額として、未費用（将来費用）たるストック額（資産額）が導出されるので、フロー起点方式と言ってよいであろう。

しかし、割引債の償却原価の場合には、資産価値の現実の流出入（フロー）がない。それなのに、割引債というストックの金額が増えてゆくのである。たしかに、その増加額は、ストック起点方式に属する投機目的有価証券のように、売却時価（市場の動向）を反映したものではないが、規則的に増えているいじょう、ストック額が、何らかの価値を反映していることも、事実なのである。そのかぎりでは、ストックが起点になっている、と言えないでもない。

これが、どうしてフロー起点方式に帰属するのであろうか。その妥当性は、けっして、自明の

ものとまでは言えないはずなのである。

もっとも、その点に関しては、一般的には、期首ストック額に当初の利子率を掛けることによって、まず受取利息というフロー額が算出され、次いで、それを期首ストック額に加算することによって初めて、期末ストック額が導出されるとみなされているようである。つまり、受取利息額というフローが算出されるまでは、期末ストック額は不明である、という理解のようである。

このように、観念的に期末ストック額の導出の仕方を記述すれば、割引債の償却原価評価は、フロー起点方式に帰属していると言えないこともないということになるろう。

しかし、このように、一般に普及しているフローとストックという用語のいわば常識的な二項対立を根拠にして、フロー起点方式・ストック起点方式という二項対立を導出してしまってもよいのであろうか。また、受取利息というフローとおぼしきものの金額を単に計算上算出できる、といった技術的な理由で、割引債の償却原価をフロー起点方式に属していると結論してしまってもよいのであろうか。あまりにも理論的根拠が稀薄であるようにしか筆者には思えないのである。そこで、（２）において、この点を筆者なりに考えることにしよう。

（２） フロー起点方式・ストック起点方式の理論的欠陥

（い） フロー起点方式におけるフローの意義

そこで、まずフロー起点方式におけるフローの意義について考えてみよう。ここでは、一般にフロー起点方式に属するとみなされている商品の取得原価および割引債の償却原価を組上に載せることにしよう。いま、（イ）現金100で購入した商品を売却したケース、および（ロ）10%の利子率が市場で認められている企業が発行した、2年後（第Ⅱ期期末）に121の償還が約束されている割引債を第Ⅰ期期首に購入したケースを想定して、その仕訳を示せば、次のようになろう（購入企業および発行企業の会計期間は1年）。

図表17

（イ）商品のケース

購入時：商品100, 現金100
 販売時：売上原価100, 商品100

物量的フローが存在

（ロ）割引債のケース

購入時：割引債100（*1）, 現金100
 第Ⅰ期期末時：割引債10, 受取利息10（*2）

物量的フローが欠落

（*1）購入時の割引債の価格： $121/1.1^2 = 100$

（*2）期末時の受取利息額： $100 \times 0.1 = 10$

ここでは、（イ）の売上原価100と（ロ）の受取利息10とに着目しよう。一般的には両者共に、

フローという用語で語られているのではないだろうか。すなわち、共にフロー起点方式に属しているいじょう、当然、まずもって、フローが自律的に決定されていなければならない。したがって、そこには、現実は何らかのフローがあったとみなされていると考えざるを得ない。

しかし、本当にそのように考えてしまってよいのであろうか。(イ) 商品の場合には、たしかに、売上原価100というフローの計上には、100という測定値が付された商品という1個独立の物財が、現実に出している。そして、そのことは、経験的に認識できると言ってよいであろう。そこで、こうした経験的に認識できるフローを、ここでは、「物量的フロー」と名付けておこう。²³⁾

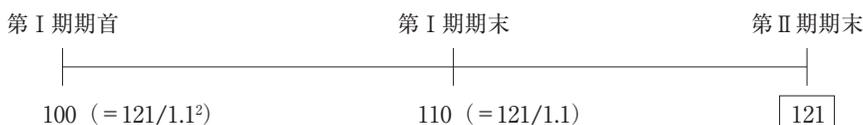
しかし、その点、(ロ)における受取利息10の計上は、どうであろうか。たしかに、相手勘定として割引債10が記録されてはいるが、この場合、10という測定値をもった1個独立の経済財が現実に流入したのであろうか。

もちろん、そうではない。割引債という同一の経済財に関して、その損益計算上の評価額が、第I期期首から第I期期末への時間的推移に伴い、100から110になったので、割引債という同一の経済財の評価額を100から110にいわば訂正しただけのことにすぎないと考えなければならないのではないだろうか。

その点を明らかにするために、いま割引債の損益計算上の評価額を示せば、次のようになる。

図表18

[割引債の損益計算上の評価額]



すなわち、割引債は、定利の獲得（この場合、10%の受取利息の獲得）を企図した経済財であるから、償還金額121を、1.1および1.1²で除した金額（当初の利子率に基づく割引債現在価値）が、それぞれ、第I期期末額（110）および第I期期首額（100）になる。これが、割引債の損益計算上の

23) 本文で例示した売上原価のように、いわゆる棚卸資産の流出の場合には、そこに、物量的フローがあったことも、経験的に了解できよう。

しかし、設備資産の減価償却の場合には、どうであろうか。そこに物量的フローがあったと言えるのであろうか。この点については、種々の考え方があろうが、減価償却をひとつの価値移転現象と想定して原価計算のプロセスを認めている会計理論の領域においては、減価償却にも、物量的フローがあると想定されていると考えてよいのではないだろうか。

いまある材料をある機械に投入して製品を生産した場合、会計においては、材料の費消も機械の使用も、それぞれ、(a) [材料費××, 材料××] [製品××, 材料費××] と、(b) [減価償却費××, 機械××] [製品××, 減価償却費××] という形式的にまったく同一の仕訳によって処理されている。つまり、いずれのケースについても、価値移転という同一の現象があったと会計学では考えられているわけである。

こうした価値移転現象が理論的に認められているいじょう、設備資産の減価償却にしても、会計学では、物量的フローの存在が想定されているとみてよいのではないだろうか。

評価額に他ならない。

このように、割引債という同一の経済財において、その損益計算上の評価額は、時間の経過に従って、100（第Ⅰ期期首額）から110（第Ⅰ期期末額）に、さらには121（第Ⅱ期期末額）へと、受取利息分だけ増価してゆくのである。第Ⅰ期期末についてみれば、同一の割引債において、第Ⅰ期期首に付されていた100が、1年間という時間の経過に従って、第Ⅰ期期末には、110になったのである。そこで、割引債の評価額を100から110にいわば訂正しなければならない。つまり、割引債の評価額を10だけ増やさなければならない。それが、図表17（ロ）の第Ⅰ期期末時の仕訳における借方「割引債10」の意味するところに他ならない。

したがって、そこでは、商品における売上原価とは異なり、10という測定値を付された1個独立の経済財としての割引債が、現実に入流したわけではない。そこには、ここで言う物量的フローなど、どこにも存在しないのである。

以上のように考えれば、物量的フローの有無という点で、図表17における売上原価と受取利息とは、根本的に異なっているとみることもできるのである。そうであれば、フロー起点方式における売上原価というフロー概念と受取利息というフロー概念とは、統一的な意味が欠落していると言わざるを得ない。この両者を共にフローとよんでよいことの根拠、つまり、このふたつのフロー概念を括る共通の属性は、これまでのところ、ほとんど問題にされていない。²⁴⁾

もしこの両者を括る共通の属性がないとすれば、売上原価と受取利息とに、フローという同一の名称を付すことは、理論的には差し控えなければならないのではないだろうか。これまでに、理論的に納得し得る共通の属性が提示されていないことからすれば、会計学の世界においては、当面、フローという概念は、存在しないとみるべきなのではないだろうか。

しかし、前述のように、物量的フローについては、経験的に、認知可能である。そこで、ここでは、計算方式の議論においては、フローという概念の使用を放棄して、物量的フローという概念だけを用いることにしたい。その場合には、図表17における（イ）売上原価については、物量的フロー概念を起点にして、ストックが導出されるとみることができるので、これを、ここでは、物量的フロー起点方式とよぶことにしよう。その場合、この方式には属さない割引債の受取利息の処遇が問われなければならないが、それは（iii）でふれることにして、以上を纏めれば、次ページの図表19のようになる。

（ii）ストック起点方式におけるフローの意義

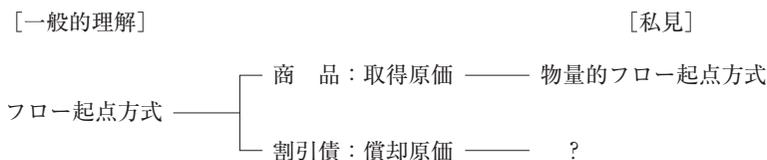
次に、ストック起点方式におけるフローの意義をみてみよう。いま、投機目的有価証券を、時

24) このふたつの概念の關係に言及した文献には、石川 [2003] がある。そこでは、「後者（[ストック評価→フロー計算] というシェーマのこと……笠井注）での「フロー」（実物のフローを伴わない何らかの評価差額）というとき、それが前者（[フロー計算→ストック評価] というシェーマのこと……笠井注）のフローとの対比においていかなる意味内容をもつかは、別途検討されなければならない」（石川 [2003] 13 ページ注9）と述べられている。

このように、フローに関する研究の重要性が、認識されなければならない。しかるに、残念ながら、これまでのところ、（1）でふれたようなプールの事例におけるフローしか想定されておらず、フローそのものに関する研究は、さしたる関心をよんでいない。

そこで、試案的にはあるが、本文において、若干の私見を述べることにしたい。

図表19



価100のとき購入したが、その期末には、時価が120になったとしよう。その場合、期末時には、[投機目的有価証券20, 有利得20]と仕訳されるが、この保有損益も、一般的には、ストック起点方式 [S → F] に帰属するいわゆるフローとみなされているようである。しかし、本当に、そのように理解してしまってよいのであろうか。このいわゆるフローなるものの実相を見究め、この保有損益を合理的に説明する計算方式を定式化することが、ここでの課題である。ここでは、この点を、割引債に関する受取利息と比較しながら、検討することにしてしよう。

まずこの保有損益には、物量的フローが欠如している点を取り上げよう。もっとも、(i)で抽出した割引債に関する知見を参照すれば、この保有損益には、物量的フローが欠如していることは、既に明らかであろう。とすれば、[S → F]における「F」は、概念的に存在し得ないということになる。

しかし、この点は、きわめて重要な問題なので、重複を厭わず、ここで再論することとしたい。すなわち、[投機目的有価証券20, 有利得20]という仕訳における有利得の計上にさいしては、20という測定値をもった1個独立の経済財としての投機目的有価証券が、流入したというわけではない。つまり、物量的フローは、一切存在しなかったのである。ただ、投機目的有価証券の損益計算上の評価額(売却時価)が、期首時(購入時)における100から、期末時には120になったので、しかし、勘定記録上は、期首時(購入時)の時価100のままになっているので、それを120にいわば訂正するために、[投機目的有価証券20, 有利得20]という仕訳が、きられたのである。この点は、割引債について述べた論理と異なるところは、まったくない。したがって、1個独立の経済財に関する物量的フローの存在は、一切認められないのである。そうであれば、「物量的フローだけをフローとする」という本稿の用語法によれば、フローは存在しないということになる。つまり、ストック起点方式 [S → F]における「F」は、存在しないのである。

以上のように、投機目的有価証券の評価差額には、物量的フローがないとすれば、保有損益とは一体何なのか、ということが問われなければならない。結論的には、「ストック差額」というより仕方ない概念であると筆者は考えている。この点を、ここでは、割引債の受取利息と比較しながら検討することにしてしよう。

図表17(ロ)において、第I期期末時の[割引債10, 受取利息10]という仕訳の借方項目「割引債10」は、一般的には、期末時の割引債ストック額と期首時の割引債ストック額との差額として算出されたものではないとみなされているようである。すなわち、図表17の(*2)に示した

ように、期末ストック額とは無関係に、期首ストック額100に、予め定められた（契約された）²⁵⁾ 利率10%を掛けることによって、いわば独自に算出された²⁵⁾とみなされているのである。

こうした計算の有意性については、後に検討されなくてはならないが（(iii)においてふれる）、上記のような一般的理解によるかぎり、受取利息額10は、既知の期末ストック額110と、同じく既知の期首ストック額100とのストック差額として算出されたとは言えない。既知なのは、あくまで、期首ストック額100および利率10%だけであり、その両者を掛けることにより、受取利息額10が算出され、そして、その受取利息額10を期首ストック額100に加算することによって初めて、期末ストック額110が算出された、という論理になっている。つまり、受取利息額10が算出され、期首ストック額に加算されるまでは、期末ストック額は、未知数であるとみなされているようである。そのために、割引債は、フロー起点方式に帰属させられたのではないだろうか。

それに対して、投機目的有価証券の保有利得20の場合には、期首ストック額100と期末ストック額120との差額としてしか、算出できない。上記の割引債の受取利息とは異なり、それ以外の算出の仕方（期首ストック額100と期末ストック額120との差額による算出以外の算出の仕方）は、存在し得ないのである。換言すれば、「何らかの形で独自に別途算出された、いわば既知の保有利得20を期首ストック額100に加算することによって初めて、いわば未知の期末ストック額120が算出された」、というのではないということである。既知なのは、あくまで期首ストック額100および期末ストック額120であり、その差額としてのみ、保有利得20が算出されたのである。

以上の検討結果によれば、投機目的有価証券の保有損益は、ストック起点方式 [S → F] に帰属しているとは言えない。確かに、ストック S を起点とはしているが、それが生み出すものは、フロー F ではない。そこで、ここでは、これを、フローとは区別するために、「ストック差額」とよぶことにする。そして、この計算方式を、[ストック→ストック差額]として定式化し、「ストック差額方式」と名付けることにする。

以上を纏めれば、次ページの図表20のようになる（F：フロー，S：ストック）。

以上のように、フローとストックとの関係については、今日一般に普及しているフロー起点方式・ストック起点方式という分別より、物量的フロー起点方式・ストック差額方式という分別のほうが、理論的に妥当であると筆者は考えているが、しかし、図表20から明らかのように、その

25) この点について、石川 [2003] は、次のように述べているが（石川 [2003] 3 ページ）、これが、一般的見解と言ってよいであろう。

ここで重要なことは、償却原価の簿価決定およびその簿価変動のあり方である。すなわち、(3)〔期末の償却原価 = 期首の償却原価（簿価）+ 金利調整差額の配分額（増価）〕という算式のこと……笠井注）および(4)式〔各期の増価額 = 期首簿価（前期末の償却原価）× 実効利率 - 契約受取利息〕という算式のこと……笠井注）に示されているように、利息配分（フロー計算）→増価として加算（ストック評価）—— (a) であって、その逆ではないということである。ただ、先に述べたように、(1)式〔期首簿価（前期末の償却原価）= 実効利率による（その期首時点での）将来キャッシュフローの割引価値〕という算式のこと……笠井注）からしてその増価額は期末と期首の割引現在価値の差額ではある。しかし、これをもって逆に期末と期首の割引価値（ストック評価）の差額→受取利息（フロー計算）—— (b) とみてもいけない。

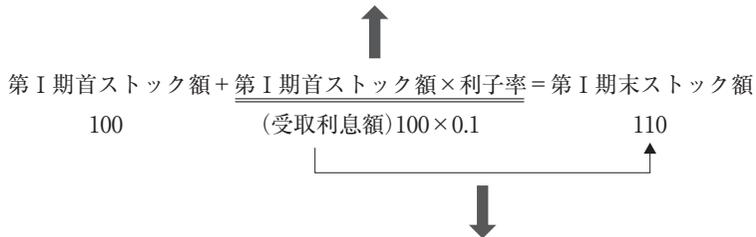
首ストック額に加算することによって初めて、期末ストック額が判明すること（それまでは、期末ストック額は、未知数であること）、という２点に纏められるであろう。

しかし、こうした一般的理解とは別に、（i）での検討結果によれば、割引債の受取利息には物量的フローが欠如しているという特質が認められるので、これを便宜①としておこう。

以上を参照して、第Ⅰ期期首ストック額、受取利息額、そして第Ⅰ期期末ストック額の間係を示せば、次のようになろう。

図表21

- ①受取利息には物量的フローが欠如していること
- ①受取利息が期首と期末とのストック差額とは別個に算出できること



- ②受取利息額の算出を待って初めて期末ストック額が判明すること

割引債の償却原価に関しては、（フロー起点方式に基づいて）一般に信じられているこの特質①および②に問題があると筆者は考えている。まず②であるが、第Ⅰ期期末ストック額110は、本当に、受取利息額10（＝100×0.1）の算出を待って初めて算出されたのであろうか。図表18によれば、そうした理解には、根本的に問題があるのではないだろうか。以下、その点に関する筆者の見解を述べることにしよう。

割引債は、人間労働力によって産出されたものではないから、製造原価（取得原価）という概念とも、製造原価に付加価値を付したものであるとしての売却時価という概念とも無縁である。その評価額は、将来の期待キャッシュインフローと利率とによる割引現在価値に基づいて決定される。当面の割引債の場合、その取得時点で、将来の期待キャッシュインフロー（償還額）121および利率10%は定まっているのであるから、第Ⅰ期期首時点で、既に、第Ⅰ期期末の評価額は、110として既知数のはずである。ことさらに、「第Ⅰ期期首額100に利率10%を掛けることによって10を算出し、その受取利息10を第Ⅰ期期首額100に加算することによって初めて、第Ⅰ期期末額110が判明した」というのではない。

つまり、第Ⅰ期期末額110は、当初から判明していたのである。しかし、現実に第Ⅰ期期末になったにもかかわらず、割引債の勘定上の数値は、依然として、100のままになっている。そこで、割引債の勘定上の数値を110に訂正するために、簿外で「110－100＝10」という演算を行なったうえで、[割引債10、受取利息10]という仕訳をきったのである。つまり、この仕訳における割引債10は、けっして、受取利息に関する自律的独自の計算によって算出されたものではない。

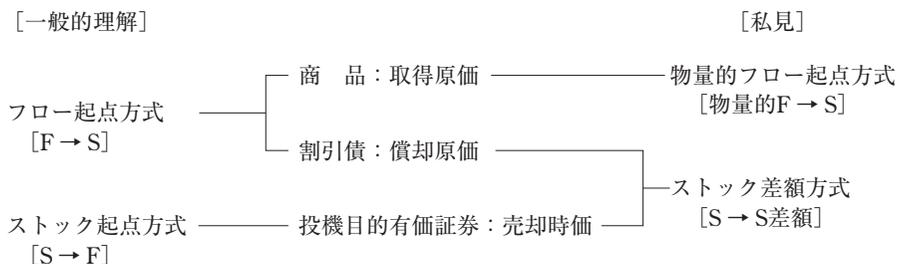
なく、簿外においてではあるが、あくまで、期首ストック額と期末ストック額との差額として算出されたものに他ならない。そして、その目的は、割引債の勘定上の数値を第Ⅰ期期末額として損益計算上妥当なものにすることにあるのである。

そうであれば、①についても、問題なしとしない。すなわち、上記のように、この受取利息が、本質的には、簿外において、期末ストック額と期首ストック額との差額として算出されたものであるとすれば、その金額にしても、本質的には、けっして、[第Ⅰ期期首額 $100 \times$ 利率 $0.1 = 10$]として独立的自律的に算出されたものではないということになろう。本来、①受取利息には物量的フローが欠如していることを考えれば、受取利息額を、期首ストック額と期末ストック額との差額としてとは別に、自律的独自の算出する方法など、ないと考えたほうが自然であろう。ただ、割引債の場合には、定利の獲得を企図しているので、各期末において、同一の利率が適用される。そのために、期末ストック額と期首ストック額との差額と、期首ストック額に利率を掛け合わせた金額とが、いわばたまたま、同額になっているとでも考えるべきなのではないだろうか。

以上のように考えれば、割引債の償却原価（増価）も、ストックを起点としつつ、受取利息をストック差額として算出する計算方式なのである。したがって、計算方式としては、ストック差額方式に他ならない。

以上を纏めれば、次のようになろう。

図表22



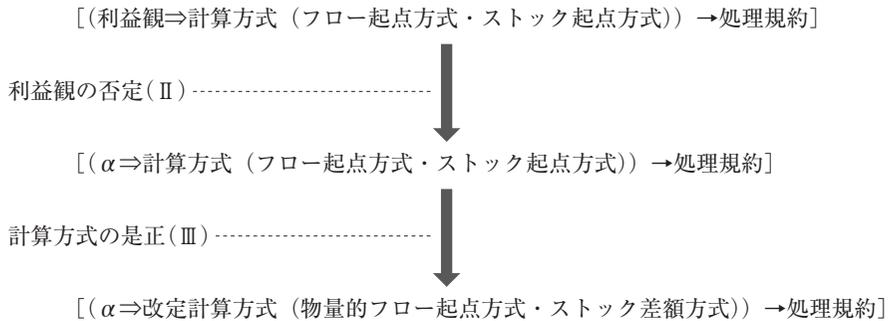
以上のような論理過程を経て、現行併存会計の計算方式としては、物量的フロー起点方式・ストック差額方式という分類が妥当であると筆者は考えている。そこで、ここでは、この分類を改定計算方式とよんでおこう。

(3) 小括

意思決定有用性に準拠した会計学説においては、その処理規約（評価規約）は、[(利益観⇒計算方式（フロー起点方式・ストック起点方式）) → 取得原価（償却原価）・売却時価]といったシエーマに規定されているのではないだろうか。そこで、本稿は、以上において、そこに潜む理論的問題を筆者なりに追究してきた。

それを纏めれば、図表23のようになろう。

図表23



すなわち，[(利益観⇒計算方式（フロー起点方式・ストック起点方式）)→処理規約]というシェーマから出発して，Ⅱにおいては，最上位概念として君臨するかに思える利益観を俎上に載せ，一方，平準化利益観・ボラティリティ反映利益観という二項対立の理論的破綻を明らかにするとともに，他方，目的適合性・信頼性を媒介とした機械等の取得原価，満期保有目的金融資産の償却原価，および投機目的有価証券の売却時価という評価規約を合理的に説明できない点も，明らかにした。かくして，平準化利益観・ボラティリティ反映利益観という利益観は，処理規約の規定要因には相応しくない，という結論を導いたのである。したがって，利益観に代わって，別の基礎概念が，指定されなければならないが，それを，ここでは，仮に α としておけば，[(α ⇒計算方式（フロー起点方式・ストック起点方式）)→処理規約]というシェーマになる。

そしてⅢにおいては，計算方式の実相に迫り，フロー起点方式（配分スキーム）・ストック起点方式（評価スキーム）という二項対立が，理論的に成立しないことを論証するとともに，他方で，満期保有目的有価証券の償却原価は，それをフロー起点方式に帰属させるかぎり，合理的に説明できないことを明らかにした。そこで，それに代えて，物量的フロー起点方式・ストック差額方式という分類を提唱した。

かくして，処理規約（評価規約）の規定要因としては，当面，[(α ⇒改定計算方式（物量的フロー起点方式・ストック差額方式）)→処理規約（評価規約）]というシェーマが得られたのである。そこで，最後に，この改定計算方式を導出できるような基礎概念 α が，何であるかを問わなければならない。その点を，次のⅣで検討することにした。

Ⅳ 改定計算方式を導出する基礎概念

計算方式というのは，もともと，損益計算に関する技術的な関係を意味するものであろうから，必ずしも，それ自体として意味をもつものではないとも言えよう。つまり，特定の実質的内容にそぐうような計算形式を提供するものであり，物量的フロー起点方式・ストック差額方式といった計算形式を必要とする実質的内容が，より上位の基礎概念として指定されなければならないとも言えるのではないだろうか。それを，ここでは，内実的规定とすることにする。

意思決定有用性に基づく理論体系においては、おそらく、利益観という概念が、そのような内実的規定として想定されていたのかもしれない。しかし、本稿では、平準化利益観・ボラティリティ反映利益観という二項対立を理論的に否定したいじょう、それに代わる内実的規定を、具体的に措定しなければならない。

理論をひとつの仮説とみるならば、内実的規定 α としては、多様な考え方があり得るであろう。したがって、説明理論を企図するかぎり、本来的には、それらの諸仮説を類型化したうえで、そのうちのどれが、体系内的な整合性を保持しつつ、現行併存会計をもっとも合理的に説明できるのか、という検証が必要になる。しかし、そうした試みは、いずれ行なうこととし、ここでは、直截的に、現時点において筆者が妥当と考える道筋を辿ることとしたい。

Ⅲにおいては、企業の企図する損益獲得活動の特質という視点から、フロー起点方式・ストック起点方式の理論的問題を明らかにし、それを是正した結果として物量的フロー起点方式・ストック差額方式という改定計算方式を導出したのであった。そうであれば、ここで組上に載せている内実的規定 α にしても、そうした改定計算方式の根底にある理念との整合性を具えていなければならないであろう。つまり、企業の企図する損益獲得活動の特質という視点に基づいて、内実的規定 α を形成しなければならないことになる。結論的に言えば、価値生産活動と資本貸与活動とを異なった損益獲得活動として峻別したうえで、それに基づいて資産を分類する、という考え方に依拠しなければならないと筆者は考えている。

いわゆる価値生産活動を $[G - W - G']$ ($G \cdot G'$: 貨幣, W : いわゆる費用性資産), そして資本貸与活動(金融活動)を $[G - D - G']$ (D : いわゆる金融資産)と表現すれば、資産は、貨幣($G \cdot G'$), いわゆる費用性資産(W), そしていわゆる金融資産(D)という三者に識別できる。山樺[1967]の用語法をもってすれば、それぞれ、待機分資産、充用分資産、そして派遣分資産ということになる(山樺[1967] 8~9ページ, 16ページ)。このうち損益産出に直接関与するのは、充用分資産と派遣分資産とであるが、その損益産出の在り方は、まったく異なっているのである。

価値生産活動というのは、当該企業みずからが、他者(市場)のために、人間労働力を用いることによって付加価値を付した経済財を創出する経済活動であるから、市場において、創出した経済財の引渡しと対価の受取りという交換行為が、必然的に生起する。つまり、価値生産活動では、交換的損益が産出されるので、その損益計算は、成果額を表現する収益と、犠牲額を表現する費用というふたつの概念による二面的損益計算形態になる。しかも、引渡される経済財は、人間労働力によって創出されたものであるから、そこには、人間労働力が具現化している。つまり、物量的フローが現存するのである。かくして、Ⅲで述べたように、計算方式としては、物量的フローを起点とする物量的フロー起点方式が、導入されなければならない。そして、充用分資産(いわゆる費用性資産)は、成果額および犠牲額のうちの犠牲額の表示を分担しているので、取得原価評価となるのである。

以上のように考えれば、物量的フロー起点方式という計算方式は、交換的損益の獲得にかかわる価値生産活動という内実的規定(価値生産活動に関する充用分資産(いわゆる費用性資産)という

資産カテゴリー）と整合性があると考えてよいであろう。

それに対して、資本貸与活動というのは、みずからが行なうべき価値生産活動を、他者にさせるべく、その他者に、資本を一定期間だけ貸与する経済活動である。もちろん、その結果、資本を一定時間貸与したことによる損益を獲得するのであるから、その損益の本質は、交換的損益ではなく、時間的損益という性格を帯びているのである。したがって、時間の経過に伴って、資産の評価額も、増減するとともに、その増減した分だけの損益が、利得（損失）として一面的に生じることになる。つまり、その損益計算は、一面的損益計算形態になるのである。

より具体的に言えば、定利の獲得を企図した満期保有目的金融資産なら、当該資産カテゴリーは、そのストック額が、契約上の利率に基づく割引現在価値額で評価されるとともに、2時点間の割引現在価値の差額（期末割引現在価値額と期首割引現在価値額との差額）が、受取利息という利得として一面的に認識される。それに対して、時価の高騰に伴う投機的損益の獲得を企図した投機目的有価証券（いわゆる売買目的有価証券）なら、当該資産カテゴリーは、そのストック額が、期末の時価（その時点の最新のキャッシュインフローおよび利率を用いた割引現在価値）で評価されるとともに、期首時価との増減差額分だけの保有損益が、一面的に計上される。

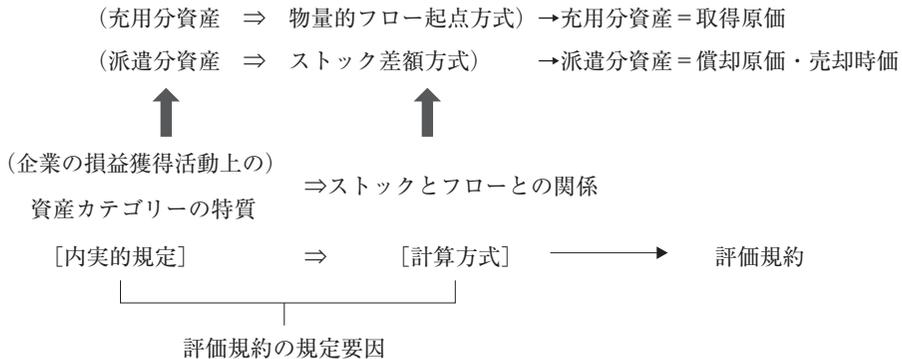
逆に言えば、金融資産は、人間労働力によって生産されたものではないので、製造原価とか売却時価とかは、存在しない。存在するのは、市場で形成されるストックの金額（何らかの割引現在価値）だけなのである。

つまり、金融資産の評価額は、損益計算上当該資産に投下された目的に対応する金額（定利獲得目的ならいわゆる償却原価、投機目的なら時価）で評価されるとともに、その資産評価額の差額分だけ、一面的に利得（ないし損失）が計上される。したがって、ストック差額方式という計算方式は、資本貸与活動に関する時間的損益の獲得という内実の規定と整合性がある²⁶⁾のである。

以上のように考えれば、物量的フロー起点方式・ストック差額方式という改定計算方式分類と整合的な内実の規定は、企業の損益獲得活動の識別に基づく充用分資産（いわゆる費用性資産）・派遣分資産（いわゆる金融資産）という資産分類なのである。それを示せば、次ページの図表24のようになる。

26) 計算対象の識別の重要性については、笠井 [2014b] を参照されたい。

図表24



結語

今日の会計学説は、圧倒的に意思決定有用性に準拠して立論されている。そのためであろうか、その理論構築の在り方としては、おのずと、①利益観の重視、および②ストックとフローとの関係という計算方式の重視というふたつの特徴があるようである。

まず①であるが、利益というのは、言うまでもなく、期中の経済活動の生起によって産み出されるものであり、しかも、会計においては、今日においても、その企業の経済活動を逐一記録する複式簿記という記録機構の存在が予定されている。そうであれば、利益にしても、期中における経済活動の見方によって規定されているはずである。つまり、評価規約にしても、本来、計算対象である企業の経済活動についての見方によって影響されるはずであろう。

しかるに、今日では、意思決定有用性という概念によって、情報利用者の意思決定への役立ちが極度に重視されるためであろうか、利益が企業の損益獲得活動の記録の結果として算出されるということが、すっかり忘れ去られてしまっており、もっぱら、出来上がったものとしての財務諸表における利益と情報利用者との関係にしか、関心が寄せられていないのではないだろうか。

そのために、評価規約に影響するのは、損益を産出するものとしての企業の経済活動ではなく、もっぱら、利益観とみなされてしまっているようである。つまり、伝統的会計理論（取得原価主義会計論）の理論的欠陥の原因は、もっぱら利益の平準化を指向していた平準化利益観に準拠していたことに向けられ、したがって、それを、ボラティリティを反映するボラティリティ反映利益観に変更することによって、その理論的欠陥が是正される、とみなされているようである。

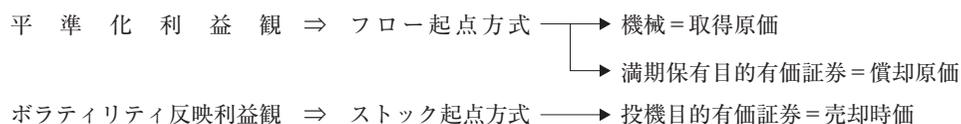
次に②であるが、現行会計では、もっぱら、時価評価の導入が脚光を浴びている。そこでは、それまでの会計理論（取得原価主義会計論）が、もっぱら、取得原価の各期への適切な配分（フロー）だけを重視してきたことに対して批判の矢が向けられているようである。逆に言えば、ストックのリアリティが看過されてきた、ということであろう。そこで、今日、ストックのリアリティの回復ということが、会計学の喫緊の課題とみなされているわけである。その点から、フ

ローとストックとの関係が、会計理論上のもっとも根本的な問題になっているのである。もう少し具体的に言えば、伝統的な会計理論（取得原価主義会計論）においては、ストック評価額は、配分されたフローを差引いた、取得原価の未配分額（取得原価のうちの、未だフローとして配分されなかった部分）を意味するものにしかすぎないので、いかなる意味でも、その時点の何らかの価値（時価）を表示するものではない。ストックのそうした時価からの乖離の原因は、計算方式が、フローを起点としている点（つまり計算方式としてフロー起点方式が採用されている点）に求められ、ストック起点方式に変更することによって是正されると主張されているのである。

意思決定有用性に準拠する会計学説においては、以上のように、内実的规定としての利益観と（ストックとフローとの関係にかかわる）計算方式とによって、評価規約が規定されていると考えられているようである。

こうした関係を明確に理解するために、筆者は次のように図式化したのであった。

図表25



意思決定有用性に準拠する会計学説については、このように図式化できると筆者は考えている。もし会計学が説明理論を企図しているのなら、こうしたシェーマにつき、（イ）体系内の諸概念に論理的整合性があるかどうか、および（ロ）現行会計実践を合理的に説明できるかどうか、という2点が何らかの形で検証されなければならない。しかし、今日の会計理論は、意思決定への役立ちという観点から、規範意識に囚われてしまっているためであろうか、こうした検証の試みは、まったくなされていない。

その点、筆者は、理論というのは、あくまでも説明理論でなければならないと考えているので、本稿で試みたような検証の遂行が、不可欠になったわけである。その結果によれば、（イ）については、Ⅱ（３）でみたように、平準化利益観・ボラティリティ反映利益観という二項対立は成立しないし、またⅢでみたように、フロー起点方式・ストック起点方式という二項対立も成立しない。つまり、（イ）利益観の分類、および計算方式の分類の理論的破綻という形で、体系的な整合性の欠如が顕現化しているわけである。また（ロ）にしても、Ⅱ（４）およびⅢでみたごとく、満期保有目的有価証券の償却原価に集中的に現れているように、現行会計実践を合理的に説明していない、というのが筆者の結論である。

理論的に成立するとしたら、図表24に示したように、一方、内実的规定としては、価値生産活動と資本貸与活動という企業の損益獲得活動の識別に基づき、充用分資産（いわゆる費用性資産）と派遣分資産（いわゆる金融資産）という資産カテゴリーを峻別すること、他方、計算方式としては、物量的フロー起点方式とストック差額方式とを識別することが不可欠であるように思われる。

参 考 文 献

- 石川 [2003] : 石川純治稿「企業会計のハイブリッド構造——異なる計算系の併存と交錯の構造——」『會計』第163巻第1号
- 笠井 [2005] : 笠井昭次著『現代会計論』
- 笠井 [2010] : 笠井昭次著『現代日本会計学説批判 IV』
- 笠井 [2013a] : 笠井昭次稿「会計の機能の再構成」(『三田商学研究』第56巻第2号)
- 笠井 [2013b] : 笠井昭次稿「定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成(1)——測定規約の統一性を求めて——」(『三田商学研究』第56巻第4号)
- 笠井 [2013c] : 笠井昭次稿「定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成(2)——測定規約の統一性を求めて——」(『三田商学研究』第56巻第5号)
- 笠井 [2014a] : 笠井昭次稿「投機目的有価証券の会計処理の再構成——損益および認識原則の本質を巡って——」(『三田商学研究』第57巻第1号)
- 笠井 [2014b] : 笠井昭次稿「計算対象の識別の重要性」(『三田商学研究』第57巻第2号)
- 武田 [2001] : 武田隆二稿「会計学認識の基点」『企業会計』第53巻第1号
- 角ヶ谷 [2009] : 角ヶ谷典幸著『割引現在価値会計論』
- 津守 [1997] : 津守常弘監訳『FASB 財務会計の概念フレームワーク』
- 津守 [2002] : 津守常弘著『会計基準形成の論理』
- 平松・広瀬 [2010] : 平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念〔増補版〕』
- 森田 [1995] : 森田哲彌稿「原価主義会計の再検討」『企業会計』第47巻第1号
- 山榭 [1967] : 山榭忠恕著『近代会計理論(10版)』